

第十五号

職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成十九年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十五年七月一日」に改め、「（以下「特例期間」という。）」を削り、「を除く。以下この条において「職員」を「のうち診療に従事する者を除く。次項において「対象職員」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「管理職手当（」の下に「次条第二項を除き、」を加え、「百分の四」を「百分の九」に改め、同項第三号中「百分の二・五」を「百分の六・五」に改め、同項第四号中「百分の一」を「百分の三」に改め、同条第二項中「特例期間において職員」を「前項に規定する期間において対象職員」に改める。

第二条第一項中「特例期間」を「平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間」に、「百分の十五」を「百分の十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する期間における職員給与条例附則第五項の規定による管理職手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

第二条第三項を削る。

本則に次の二条を加える。

（期末手当の特例）

第三条 第一条第一項第一号及び第二号に掲げる職員が平成二十五年十二月に受ける期末手当の額は、職員給与条例第十一条、学校職員給与条例第十五条及び警察職員給与条例第十八条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に百分の五を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。

（勤勉手当の特例）

第十五号 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

第四条 第一条第一項第一号及び第二号に掲げる職員が平成二十五年十二月に受ける勤勉手当の額は、職員給与条例第十一条の四、学校職員給与条例第十五条の二の三及び警察職員給与条例第十八条の四の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に百分の五を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。

附則

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第一条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

提案理由

東日本大震災に対処する等のため地方交付税が削減されたことに鑑み、平成二十五年七月から平成二十六年三月までの間の職員の給料月額、管理職手当等の減額の割合を改めるとともに、平成二十五年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当について特例を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。